

第 5 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

令和4年12月19日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第5回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和4年12月19日(月曜日)

午前10時0分開議

午後0時5分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第9号)

議案第2号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第23号 工事請負契約の締結について

議案第24号 工事請負契約の締結について

議案第25号 工事請負契約の変更について

議案第26号 工事請負契約の変更について

議案第27号 工事請負契約の変更について

議案第28号 工事請負契約の変更について

議案第31号 訴え提起前の和解について

議案第36号 有料道路事業変更許可申請に関する同意について

議案第38号 専決処分の報告及び承認について

議案第39号 専決処分の報告及び承認について

議案第40号 専決処分の報告及び承認について

議案第41号 専決処分の報告及び承認について

議案第42号 専決処分の報告及び承認について

議案第44号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第10号)

議案第45号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

議案第46号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第2号)

報告第3号 専決処分の報告について
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①災害復旧事業の進捗状況等について

②台風第14号に伴う公共土木施設関係被害への対応状況について

③人吉市青井地区の土地区画整理事業の事業計画案(案)について

④TSMC進出効果を最大化するグランドデザインを目指して

⑤県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組みについて

⑥緑の流域治水と五木村・相良村振興について(報告)

出席委員(6人)

副委員長 西村 尚 武

委員 井手 順 雄

委員 坂田 孝 志

委員 田代 国 広

委員 増永 慎一郎

委員 本田 雄 三

欠席委員(1人)

委員長 楠本 千 秋

議長 溝口 幸 治

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 亀崎 直 隆

総括審議員

兼政策審議監 浦田 隆 治

総括審議員

兼河川港湾局長 里 村 真 吾
 道路都市局長 宮 島 哲 哉
 建築住宅局長 小路永 守
 監理課長 森 山 哲 也
 用地対策課長 林 田 孝 二
 土木技術管理課長 伊 東 貢
 道路整備課長 森 裕
 首席審議員
 兼道路保全課長 緒 方 誠
 都市計画課長 山 内 桂 王
 下水環境課長 弓 削 真 也
 河川課長 仲 田 裕 一 郎
 港湾課長 倉 光 宏 一
 砂防課長 松 田 龍 朋
 建築課長 上 野 美 恵 子
 営繕課長 折 田 義 浩
 住宅課長 今 福 裕 一

事務局職員出席者

議事課課長補佐 松 本 淳 一
 政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時59分

○西村尚武副委員長 開会に先立ちまして、本日は、楠本委員長が御欠席でございますので、熊本県議会委員会条例第8条第1項の規定により、私が委員長の職務を代行させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

午前10時0分開議

○西村尚武副委員長 それでは、ただいまから第5回建設常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、付託議案等の審査を行いますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

まず、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、亀崎土木部長。

○亀崎土木部長 おはようございます。着座にて失礼します。

まず、委員の皆様に対しましては、10月11日から13日に実施されました富山、石川両県の管外視察に執行部も同行させていただきましたことにつきまして、この場を借りてお礼を申し上げます。

それでは、今定例会に提出しております議案等の説明に先立ち、最近の土木部行政の動向について御報告申し上げます。

まず、令和4年台風第14号への対応についてです。

今回の台風による県、市町村の公共土木施設被害は、合わせて256件、約160億円に上り、このうち、県分が約129億円となっております。特に、八代・球磨地域におきましては、道路、橋梁の被災によって、避難生活を余儀なくされている集落や日常生活に支障を来している地域が発生しております。

現在、国や関係市町村と連携して、応急工事や本格復旧に向けた調査設計を進めており、早期復旧に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、令和2年7月豪雨災害への対応についてです。

まず、被災された方々の住まいの再建について、相良村で整備中の買取り型災害公営住宅が、明日20日に落成式を予定されており、県内で最初の完成となります。県として、引き続き関係市町村をしっかりと支援してまいり

ます。

また、インフラの復旧、復興につきましては、球磨川で流出した10橋のうち、西瀬橋について、今年24日から上部工工事に本格着工されるとともに、坂本橋、鎌瀬橋など5橋についても今年4日に下部工工事に着手されるなど、創造的復興が目に見える形で進んでおります。

このほか、新たな流水型ダムにつきましては、国において、環境影響評価方法レポートの意見聴取が進められるとともに、県において、流水型ダムの事業の方向性、進捗を確認する仕組みを設置するなど、着実に取組が進んでございます。

あわせて、球磨川中流部における宅地かさ上げ、川辺川における河川整備、万江川における土砂洪水氾濫対策などの事業の具体的検討を進めております。

今後も、国、流域市町村、流域住民の皆様とより一層連携を図り、河川整備計画に基づく治水対策を進めるとともに、命と環境を守る緑の流域治水について推進をまいります。

次に、幹線道路ネットワークについてです。

中九州横断道路において、10月22日の大津熊本道路、大津西から合志間の中心杭打ち式に続きまして、今年11日には竹田阿蘇道路の着工式、そして、九州中央自動車道路においては、今年10日に矢部清和道路の中心杭打ち式が開催されました。また、熊本天草幹線道路の本渡道路につきましては、令和5年2月25日開通の運びとなるなど、県内の幹線道路の整備は着実に前進しております。

今後も、引き続き幹線道路ネットワークの早期整備に向けて取り組んでまいります。

それでは、今定例会に提出しております土木部関係の議案等について御説明いたします。

今回提出しております議案は、補正予算関

係議案7件、条例等関係議案13件、報告関係1件でございます。

今回の補正予算につきましては、まず、冒頭提案では、台風第14号により被災した公共土木施設の復旧や国の補正予算に対応した防災・減災、国土強靱化の推進に要する経費など、260億1,100万円余の増額補正をお願いしております。

あわせて、ゼロ県債など25億2,000万円余の債務負担行為の設定、748億4,200万円余の繰越明許費の追加設定をお願いしております。

また、追加提案では、熊本県人事委員会勧告を踏まえました職員給与改定分として、4,500万円余の増額補正をお願いしております。

次に、条例等議案につきましては、工事請負契約の締結について2件、工事請負契約の変更について4件、訴え提起前の和解について1件、事業変更許可申請に関する同意について1件、専決処分の報告・承認案件5件の計13件の御審議をお願いしております。

次に、報告案件につきましては、専決処分の報告1件を御報告させていただきます。

その他の報告事項につきましては、災害復旧事業の進捗状況等についてなど、6件について御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

今後とも、災害からの復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に着実に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○西村尚武副委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊、その他報告事項6件を準備しております。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料1ページをお願いします。

令和4年度12月補正予算について説明します。

今回の補正予算は、台風第14号により被災した公共土木施設等の復旧に係る予算や国土強靱化に係る国補正予算への対応に必要な費用として260億1,100万円余、また、追号となっております熊本県人事委員会勧告を踏まえた職員給与改定分として4,500万円余の増額補正を計上しております。

上の表2段目、今回補正額は、表左から一般会計の普通建設事業のうち、補助事業214億4,500万円余、県単事業10億4,400万円余、災害復旧事業のうち、補助事業28億9,400万円余、県単事業4億700万円余、消費的経費4,400万円余、特別会計等2億2,000万円余を計上しております。

今回補正額合計は、右側合計欄のとおり、260億5,600万円余となります。

各課別の内訳につきましては、下の表のとおりです。

2ページをお願いします。

令和4年度12月補正予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計等ごとに、各課の補正額とともに、右側に財源内訳を記載しております。

表右側、今回補正額の財源内訳の最下段をお願いします。

国支出金127億9,200万円余、地方債117億7,300万円余、その他4億5,200万円余、一般財源10億3,700万円余となっております。

表中の今回補正額のうち、職員給与改定分でございますが、県内の民間給与と県職員給与の格差0.23%を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるとともに、期

末・勤勉手当、いわゆるボーナスについて、支給月数を民間に見合うよう、0.1月分引き上げるものです。

この職員給与改定につきましては、23ページから38ページにかけて各課の補正予算を上げておりますが、内容は同じでございますので、各課からの説明は省略させていただきます。

以上が土木部の12月補正予算の状況でございます。

3ページをお願いします。

ここからは、今回の補正予算に関し、各課別に主なものについて御説明いたします。

まず、監理課分として、今回債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の建設産業支援事業費の右側説明欄をお願いします。

建設産業若手人材確保対策事業として、2,100万円の債務負担行為の設定をお願いしております。

この事業は、高校生等を対象とした県内建設企業の説明会や工業高校のオープンキャンパスの支援など、年度当初から取り組む必要があり、契約事務等を考慮し、今定例会での債務負担行為の設定をお願いするものです。

監理課の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○伊東土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

今回、補正額はございません。

上から2段目の建設単価調査費の説明欄の記載のとおり、建設単価調査業務に4,400万円余の債務負担行為を設定しております。

この業務は、土木部が発注する工事の積算に用いる建設資材などの単価を決定するため、令和5年4月1日から1年を通じて市場の実勢価格を調整するもので、毎年行っているものでございます。

土木技術管理課からは以上でございます。
よろしく願いいたします。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

5ページをお願いします。

初めに、上から2段目の道路改築費ですが、表左から4列目のとおり、15億1,200万円余の増額補正を計上しております。

表右側説明欄を御覧ください。

強靱化分の国補正として、国道266号大矢野道路の整備を行うものでございます。

次に、3段目の地域道路改築費ですが、表左から4列目のとおり、17億3,200万円余の増額補正を計上しております。

表右側説明欄を御覧ください。

強靱化分の国補正として、大津植木線ほか54か所の整備を行うものでございます。

次に、4段目の道路施設保全改築費の橋梁補修分でございますが、表左から4列目のとおり、13億700万円余の増額補正を計上しております。

表右側説明欄を御覧ください。

強靱化分の国補正として、八代鏡宇土線の松橋跨線橋側道橋ほか30か所の整備を行うものでございます。

以上、道路整備課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、45億5,200万円余の増となります。

この結果、道路整備課の補正後の予算総額は、表左から5列目のとおり、312億5,700万円余となります。

続きまして、債務負担行為の設定について御説明いたします。

同じページの2段目の道路改築費において、1億円のゼロ国債の設定をお願いしております。

これは、国道266号大矢野道路において、議案として上程している仮称新大矢野トンネルの工事を見据えて、盛土及びボックスカル

バート設置箇所の地盤改良工事などを本年度内に発注する必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものです。

道路整備課からは以上です。よろしく願いいたします。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

6ページをお願いします。

初めに、補正予算を御説明いたします。

5段目の道路施設保全改築費でございますが、表左から4列目のとおり、36億5,800万円余の増額補正を計上しております。

表右側説明欄を御覧ください。

国土強靱化に係る国補正としまして、国道324号ほか143か所についてとなっております。

この結果、道路保全課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、198億8,500万円余となります。

次に、ゼロ県債の債務負担行為の設定を2件お願いしております。

引き続き同じページの2段目の単県道路修繕費は、小規模な舗装の老朽損傷箇所を舗装修繕するもので、右側説明欄のとおり、国道212号ほか10か所で2億200万円を設定しております。

次に、上から4段目の道路舗装費は、計画的に舗装補修を実施するもので、右側説明欄のとおり、国道266号ほか21か所で4億300万円を設定しております。

これら2事業については、劣化した舗装の損傷が梅雨期に進行することを未然に防ぎ、道路交通の安全を確保することを目的に、早期発注するものでございます。

道路保全課からは以上でございます。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

7ページをお願いいたします。

上から2段目の土地区画整理事業費でございますが、表左から4列目のとおり、4億8,800万円余の増額を計上しております。

表右側の説明欄をお願いいたします。

内訳としましては、通常補正分補正の7月豪雨関連として、青井被災市街地復興土地区画整理に要する経費に3,200万円余の増額、国補正分として、益城中央被災市街地復興土地区画整理等に要する経費に4億5,500万円余の増額を計上しております。

次に、下から3段目の街路整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、6億2,700万円余の増額を計上しております。

これは、国補正分として、都市計画道路、南部幹線及び益城中央線の街路整備に要する経費でございます。

次に、最下段の都市公園整備事業費でございますが、表左から4列目のとおり、5億4,700万円余の増額を計上しております。

これは、国補正分として、公園施設の長寿命化対策等に要する経費でございます。

8ページをお願いいたします。

以上、都市計画課の補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、16億6,200万円余の増額となります。

この結果、都市計画課の補正後の予算総額は、表左から5列目の最下段のとおり、66億4,500万円余となります。

また、今回、債務負担行為の設定を2件お願いしております。

恐れ入りますが、7ページにお戻りください。

まず、上から4段目の単県街路促進事業費の表右側の説明欄でございますが、南部幹線の整備に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、来年度に向けて、出水期までに河川内で調査等を実施するものでございます。

次に、最下段の都市公園整備事業費の表右側の説明欄でございますが、鞠智城PR事業

に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、4月当初から教育庁と連携し、国指定特別史跡に向けた県民の機運醸成を図る事業を実施するものでございます。

都市計画課からは以上です。よろしくをお願いいたします。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

流域下水道事業会計について御説明いたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、1億5,500万円の増額補正を計上しております。

これは、上から4段目、管路施設等の建設改良費の表右側説明欄のとおり、強靱化に係る国補正分として、弓削ポンプ場管路改築工事等を行うものでございます。

下から2段目の球磨川上流流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、4,500万円の増額補正を計上しております。

これは、下から1段目の管路施設等の建設改良費の表右側説明欄のとおり、強靱化に係る国補正分として、汚泥脱水機改築更新工事を行うものでございます。

10ページをお願いします。

上から3段目の八代北部流域下水道建設費でございますが、表左から4列目のとおり、2,000万円の増額補正を計上しております。

これは、上から4段目、管路施設等の建設改良費の表右側説明欄のとおり、強靱化に係る国補正分として、幹線管渠耐震対策工事を行うものでございます。

以上、流域下水道事業会計の補正予算は、表左から4列目最下段のとおり、2億2,000万円の増となり、補正後の予算総額は、表左

から5列目最下段のとおり、49億400万円余となります。

今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

9ページにお戻りください。

上から2段目の熊本北部流域下水道管理費に係る管きょ費、処理場費、業務費、総係費等の説明欄を御覧ください。

まず、熊本北部流域下水道水質法定検査業務ですが、下水道管理者には、下水道法において、処理場からの放流水の水質検査の実施が義務づけられており、この水質検査を次年度当初から円滑に実施するため、検査業務委託に関する経費として700万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

また、熊本北部流域下水道管路保守業務ですが、これは、老朽化が見込まれる流域下水道の管路施設を維持していくため、巡視等を実施し、災害時の緊急対応体制の確保を行うものであり、次年度当初から円滑に実施するため、管路保守業務委託に関する経費として300万円余の債務負担行為の設定をお願いするものです。

同様に、下から3段目の球磨川上流流域下水道管理費についても、水質検査業務に関する経費として600万円余と管路保守業務委託に関する経費として300万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

資料の10ページをお願いします。

上から2段目の八代北部流域下水道管理費についても、先ほどと同様、水質検査業務に関する経費として600万円余と管路保守業務委託に関する経費として300万円余の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

下水環境課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

上から2段目の河川掘削事業費でございますが、左から4列目のとおり、6億4,200万円の増額補正を計上しております。

これは、9月補正予算計上後に新たに判明した本年9月の台風第14号に起因する河川内の堆積土砂の除去に要する経費で、相良村、五木村を流下する川辺川ほか19か所に係る経費を計上するものでございます。

上から4段目の河川改修事業費でございますが、左から4列目のとおり、28億8,100万円余の増額補正を計上しています。

これは、強靱化に係る国補正分として、人吉を流下する御溝川など、河川改修や河川内の樹木伐採、河道掘削及び河川監視カメラなどのシステム改修工事に係る経費を計上するものでございます。

上から5段目の堰堤改良費でございますが、左から4列目のとおり、4億7,000万円の増額補正を計上しています。

これは、強靱化に係る国補正分として、上津浦ダムほか3か所のダム管理施設の改修更新に係る経費を計上するものでございます。

下から4段目の河川等災害関連事業費でございますが、左から4列目のとおり、2億3,900万円余の増額補正を計上しています。

これは、災害復旧事業と併せて行う改良復旧工事に要する経費で、令和2年7月の豪雨により被災した八代市を流下する百済木川ほか9か所の改良等に係る経費を計上するものでございます。

12ページをお願いいたします。

下から5段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、左から4列目のとおり、28億3,100万円余の増額補正を計上しています。

これは、台風第14号などにより被災した公共土木施設のうち、補助災害復旧事業の採択基準である1か所の工事が120万円以上を満たす箇所への復旧に要する経費で、錦町の球磨大橋ほか144か所に係る経費を計上するもの

でございます。

13ページをお願いします。

以上、河川課の12月補正分の総額は、左から4列目の最下段のとおり、78億7,400万円余の増となり、12月補正後の予算総額は、5列目の最下段のとおり、403億3,900万円余となります。

続きまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

再度、11ページをお願いいたします。

上から2段目の河川掘削事業費でございますが、表右側の説明欄のとおり、1億6,900万円のゼロ県債を設定しています。

これは、宇土市を流下する網津川ほか4か所において、特に土砂の堆積が著しい河川について、来年の出水期までに堆積した土砂の掘削を行い、河川の流下能力の維持を図るものでございます。

12ページをお願いいたします。

上から5段目の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、表右側の説明欄のとおり、庁用自動車賃借の債務負担行為として1,000万円余の債務を設定しています。

これは、令和2年7月豪雨に係る災害復旧事業などの施工に伴い必要となる庁用自動車21台分のリース契約を年度当初から行うためのものでございます。

河川課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○倉光港湾課長 港湾課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

2段目の海岸高潮対策事業費でございます。

左から4列目のとおり、2億5,600万円余の増額補正を計上しております。

右の説明欄を御覧ください。

これは、強靱化に係る国補正分として、本渡港海岸ほか2海岸の海岸保全施設の維持補修工事等に係る費用を計上するものでござい

ます。

3段目の港湾環境整備事業費でございます。

左から4列目のとおり、17億1,300万円余の増額補正を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

強靱化に係る国補正分として、熊本港の港湾施設整備及び港湾機能維持により発生するしゅんせつ土砂の処分場整備に係る費用を計上するものでございます。

5段目の港湾補修事業費でございます。

左から4列目のとおり、3億4,500万円余の増額補正を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

強靱化に係る国補正分として、八代港ほか1港の港湾施設の補修等に係る費用を計上するものでございます。

8段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございます。

左から4列目のとおり、2,300万円余の増額補正を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

令和4年台風14号の豪雨等により、八代港に漂着した流木の撤去に係る費用を計上するものでございます。

10段目の現年単県災害土木費でございます。

左から4列目のとおり、3,100万円余の増額補正を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

同じく台風14号により被災した熊本港ほか1港の港湾施設の復旧に係る費用で、国庫補助対象とならない施設の復旧に要する費用を計上するものでございます。

16ページをお願いいたします。

以上、港湾課の一般会計12月補正分の総額は、左から4列目最下段のとおり、23億7,100万円余の増となり、12月補正後の予算総額は、左から5列目最下段のとおり、92億3,600万円余となります。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

15ページにお戻りください。

15ページの一般会計につきましては、上から4段目、単県港湾整備事業費において、右側説明欄のとおり、12億3,800万円の債務負担行為の設定を計上しております。

これは、熊本港ほか3港における泊地、航路のしゅんせつを行うもので、ノリ養殖に支障ない時期までに工事を完了させるためのものです。

続きまして、17ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

2段目の施設管理費において、右側説明欄のとおり、庁舎等管理業務として1,100万円余の債務負担行為の設定を計上しております。

これは、年度当初から港湾施設の管理等を円滑に行うためのものです。

4段目の県管理港湾施設整備事業費において、右側説明欄のとおり、令和5年度分において2億5,500万円増額変更し、合計9億500万円の債務負担行為の設定を計上しております。

これは、10月に契約しました熊本港における新ガントリークレーンの製作の令和5年度予算分6億5,000万円に加え、ガントリークレーンの駐機場整備等を行うもので、ノリ養殖に支障のない時期までに工事を完了させるためのものです。

港湾課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○松田砂防課長 砂防課でございます。

19ページをお願いします。

上から2段目の通常砂防事業費でございますが、表左から4列目のとおり、11億4,400万円余の増額補正を計上しております。

これは、説明欄に記載のとおり、国土強靱化に係る国補正分といたしまして、山江村の万江川ほか10か所において、土石流災害防止のための砂防堰堤などを整備するものでございます。

5段目の砂防激甚災害対策特別緊急事業費でございますが、表左から4列目のとおり、9億8,200万円余の増額補正を計上しております。

これは、国土強靱化に係る国補正分といたしまして、球磨村の川内川ほか6か所において、令和2年7月豪雨で激甚な土石流災害が発生した地区の再度災害を防止するための砂防施設などを整備するものでございます。

6段目の火山砂防事業費でございますが、表左から4列目のとおり、16億8,000万円余の増額補正を計上しております。

これは、国土強靱化に係る国補正分といたしまして、火山砂防事業費で、大津町の外牧川ほか14か所に13億7,700万円余、火山噴火警戒避難対策事業で、阿蘇山において3億300万円余となります。

これは、火山灰地質地域における土石流災害防止のための砂防堰堤などの整備や火山噴火時の警戒避難体制の整備及び緊急用資材の製作、配備をするものでございます。

20ページをお願いします。

砂防設備等緊急改築事業費でございますが、表左から4列目のとおり、8億4,600万円余の増額補正を計上しております。

これは、国土強靱化に係る国補正分といたしまして、南阿蘇村の午王谷川ほか9か所において、老朽化などにより機能が低下した砂防堰堤などを改築するものでございます。

以上、砂防課の12月補正といたしまして、表左から4列目最下段のとおり、56億7,200万円余の増となります。

この結果、砂防課の補正後の予算総額は、表左から5列目最下段のとおり、177億2,700万円余となります。

砂防課は以上です。よろしくお願ひします。

○森山監理課長 監理課でございます。

21ページをお願いします。

令和4年度繰越明許費です。

繰越明許費につきましては、表左から3列目、既設定金額は、最下段のとおり、さきの9月議会におきまして、136億8,600万円余の承認をいただいております。

今回、表左から4列目の追加設定金額として、一般会計合計743億2,500万円余、港湾整備事業特別会計4億5,700万円余、臨海工業用地造成事業特別会計6,000万円、一般会計及び特別会計の合計748億4,200万円余の追加設定をお願いしており、追加後の設定金額は、最下段、885億2,800万円余となっております。この金額は、昨年度の繰越設定金額と同規模となっておりますが、今回補正をお願いしております国土強靱化など経済対策分約210億円を含んでおりますので、これを除く分は、昨年度より減となっております。

繰越しにつきましては、事業の進捗管理や効率的な執行など、繰越額が少しでも減少するように引き続き取り組んでまいります。

引き続き、39ページをお願いします。

工事請負契約の締結及び変更についてでございます。

工事請負契約の締結及び変更につきましては、第23号から第28号まで6件の議案を提案しております。

提案理由は、いずれも予定価格5億円以上の工事で、工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案しているものです。

まず、39ページ、議案第23号、工事請負契約の締結についてです。

工事名は、国道266号地域連携推進改築(新大矢野トンネル)工事他合併。工事内容は、

トンネル工。工事場所は、上天草市大矢野町。工期は、令和7年9月30日まで。契約金額は、48億8,079万9,088円。契約の相手方は、竹中・吉永・吉田・大政建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

40ページをお願いします。

入札経緯及び結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準を本紙のとおり設定し、評価値が最も高い者を落札者としております。

41ページをお願いします。

3の開札及び総合評価結果でございます。

入札には8者が参加し、令和4年9月16日に開札を行い、表の下から3段目、竹中・吉永・吉田・大政建設工事共同企業体が、技術評価点159.0、入札価格44億3,709万80円、評価値3.5834となり、落札しております。

次に、43ページをお願いします。

議案第24号、工事請負契約の締結についてです。

工事名は、国道389号広域連携交付金(下田南4号トンネル)工事他合併。工事内容は、トンネル工。工事場所は、天草市天草町。工期は、令和6年9月30日まで。契約金額は、17億6,550万円。契約の相手方は、オオマス・中村・共栄建設工事共同企業体。契約の方法は、一般競争入札でございます。

44ページをお願いします。

入札経緯及び結果でございます。

1の競争入札に参加する者に必要な資格及び2の評価に関する基準を本紙のとおり設定し、評価値が最も高い者を落札者といたしました。

45ページをお願いします。

3の開札及び総合評価結果でございます。

入札には3者が参加し、令和4年9月6日に開札を行い、オオマス・中村・共栄建設工事共同企業体が、技術評価点125.35、入札価

格16億500万円、評価値7.8100となり、落札しております。

47ページをお願いします。

第25号議案、工事請負契約の変更についてです。

なお、この契約案件は、令和2年11月県議会定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、48ページの概要により説明します。

工事名は、県央広域本部・防災センター合築庁舎(仮称)新築工事他合併。工事内容は、(1)合築庁舎棟、鉄筋コンクリート造、地上7階・地下1階建て、延べ面積1万620平方メートル。(2)連絡通路、鉄骨造、地上2階部分、延べ面積198平方メートル。(3)上記建築に伴う既存建物及び外構解体工事並びに外構整備工事。工事場所は、熊本市中央区水前寺6丁目。請負契約締結日は、令和2年12月15日。請負業者は、大林・建吉・豊建設工事共同企業体。契約工期は、令和5年3月15日まで。変更契約金額は、44億4,771万652円を45億9,085万5,008円に変更するもので、1億4,314万4,356円の増額となります。金額の変更理由は、資材価格の変動に伴う増額、既存建築物との接続部分の仕様変更に伴う増額、週休2日工事の取組に伴う増額を行うものです。

49ページをお願いします。

第26号議案、工事請負契約の変更についてです。

この契約案件は、令和2年11月県議会定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、50ページの概要により説明します。

工事名は、県央広域本部・防災センター合築庁舎(仮称)電気設備工事他合併。工事内容は、合築庁舎棟及び連絡通路の建築に伴う電灯設備、動力設備、非常用電源設備、電話設備、自動火災報知設備等の電気設備工事。工事場所は、熊本市中央区水前寺6丁目。請負

契約締結日は、令和2年12月15日。請負業者は、電盛社・白鷺・SYSKEN建設工事共同企業体。変更契約工期は、契約締結日の翌日から令和5年2月28日までを令和5年3月15日までに変更するもの。変更契約金額は、10億8,900万円を12億6,828万9,081円に変更するもので、1億7,928万9,081円の増額となります。工期の変更理由は、構内情報通信網設備及び電話設備の無線化に係る仕様変更に伴う工期延長で、金額の変更理由は、構内情報通信網設備及び電話設備の無線化に係る仕様変更に伴う増額、週休2日工事の取組に伴う増額を行うものです。

51ページをお願いします。

第27号議案、工事請負契約の変更についてです。

この契約案件は、令和2年11月県議会定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、52ページの概要により説明します。

工事名は、県央広域本部・防災センター合築庁舎(仮称)機械設備工事他合併。工事内容は、合築庁舎棟及び連絡通路の建築に伴う空気調和設備、給排水設備、ガス設備等の機械設備工事。工事場所は、熊本市中央区水前寺6丁目。請負契約締結日は、令和2年12月15日。請負業者は、肥後・熊電・SYSKEN建設工事共同企業体。変更契約工期は、契約締結日の翌日から令和5年2月28日までを令和5年3月15日までに変更するもの。変更契約金額は、9億7,493万円を9億9,810万2,891円に変更するもので、2,317万2,891円の増額となります。工期の変更理由は、他工事との工程調整及び自動制御設備の追加工事に伴う工期延長。金額の変更理由は、自動制御設備の追加工事に伴う増額、週休2日工事の取組に伴う増額を行うものです。

次に、53ページをお願いします。

第28号議案、工事請負契約の変更についてです。

この契約案件は、令和4年2月県議会定例会において議決いただいたものです。

内容につきましては、54ページの概要により説明します。

工事名は、熊本地震震災ミュージアム体験・展示施設新築工事。工事内容は、熊本地震震災ミュージアム体験・展示施設、木造一部鉄筋コンクリート造、平屋建て、延べ面積1,210平方メートル。工事場所は、阿蘇郡南阿蘇村河陽。請負契約締結日は、令和4年3月25日。請負業者は、橋本・豊建設工事共同企業体。変更契約工期は、契約締結日の翌日から令和5年3月10日までを令和5年3月24日までに変更するもの。変更契約金額は、6億6,528万円を6億9,329万1,697円に変更するもので、2,801万1,697円の増額となります。工期の変更理由は、岩石等の地中障害物の掘削及び処理に伴う工期延長で、金額の変更理由は、岩石等の地中障害物の掘削及び処理に伴う増額を行うものです。

監理課からは以上でございます。

○林田用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の55ページをお願いします。

訴え提起前の和解についてでございます。

一般県道内牧坂梨線については、国が整備を行っている滝室坂道路とのアクセス道路として、国と連携しながら整備を進めていますが、このたび、事業用地の引渡し完了していない残り1件の案件について、相手方の合意が得られましたので、訴え提起前の和解を行うものです。

その概要としまして、相手方は、1に記載の阿蘇市一の宮町の農業法人です。

3の事件の内容について、相手方は、契約に基づく債務を履行しておりませんが、このたび、令和5年2月28日までの履行を確約するための和解の見込みがついたため、裁判所の和解勧告を求めるものです。

4の和解の趣旨の主なものは、(2)に記載のとおり、相手方は、令和5年2月28日までに、本件土地に存する建物等を収去し、本件土地を明け渡すことです。

用地対策課の説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○森道路整備課長 道路整備課です。

資料の57ページをお願いします。

議案第36号の有料道路事業変更許可申請に関する同意についてでございます。

本議案は、熊本県道路公社が管理している熊本天草幹線道路・松島有料道路の料金変更について、県が同意するに当たり、議会の議決を得るものです。

59ページをお願いいたします。

概要により御説明いたします。

1の県が同意する内容についてですが、松島有料道路における料金の障害者割引措置の変更に同意するものです。

次に、2の変更する理由についてですが、障害者割引について、全国の有料道路事業者の共通の制度として措置が図られるよう、国から各有料道路事業者に対して通知がなされたことから、有料道路事業許可申請事項の該当する箇所の記載内容を変更するものです。

3の変更の概要につきましては、①障害者割引における1人1台の要件について、事前に登録された車両以外の車両による通行においても、割引の対象とするよう記載内容を変更するものです。②有料道路の障害者割引措置に関する証明事務に係るオンライン申請の導入に伴い、記載内容を変更するものです。

4の変更時期につきましては、議会の同意を得た後、高速道路六会社障害者割引連絡調整会により、有料道路における障害者割引措置実施要領が改正される時点で適用され、令和4年度中の適用を予定しております。

道路整備課からは以上でございます。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

道路の管理瑕疵に関する専決処分の報告及び承認につきましては、説明資料61ページの第38号議案から65ページの第42号議案までの5件でございます。

説明につきましては、66ページの概要の一覧表にて説明いたします。

まず、議案番号38号です。

本件は、普通乗用車で進行中、進路前方の道路上に落ちていた石に衝突し、前バンパーの左等を損傷したものであります。被害者の前方不注視等の過失があったことから、過去の事例等を参考にして、被害者の過失割合を6割と認定し、被害額の4割に当たる6万1,846円を賠償しております。

次に、議案番号39号です。

本件は、普通乗用車で進行中、進行方向右側の雑木林から倒れていた樹木に衝突し、前バンパー等を損傷したものであります。被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例を参考に、被害者の過失割合を6割と認定し、被害額の4割に当たる11万409円を賠償しております。

次に、議案番号40号です。

本件は、普通乗用車で進行中、進行方向左側の歩道に生育していた街路樹から落下した枝が衝突し、ルーフパネル等を損傷したものであります。本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、損害額の全額に当たる7万6,360円を賠償しております。

次に、議案番号41号です。

本件は、普通乗用車で進行中、進路方向右側ののり面から落ちてきた石に衝突し、前バンパー等を損傷したものであります。本件は、直撃事案であり、運転者が事故を回避することが困難であることを考慮して、損害額の全額に当たる30万9,170円を賠償しております。

議案番号42号です。

本件は、軽乗用車で進行中、道路上にせり出した樹木から垂れ下がったツタに衝突し、フロントウインドーガラスを損傷したものであります。被害者に前方不注視等の過失があったことから、過去の事例を参考に、被害者の過失割合を2割と認定し、被害額の8割に当たる9万3,808円を賠償しております。

道路保全課は以上でございます。

○森山監理課長 監理課でございます。

67ページをお願いします。

報告第3号、専決処分の報告についてでございます。

職員に係る交通事故の和解につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により行いました専決処分について報告するものでございます。

内容につきましては、68ページの概要で御説明いたします。

令和4年9月13日、玉名市横島町で発生しました事故につきまして、相手方との示談交渉により、県の過失割合100%で合意し、県の損害賠償額は4万8,400円となっております。

事故の状況は、下水環境課職員が玉名市横島町横島の農道からT字交差する市道へ左折進入しようとした際に、農道側に設置されたガードレールに接触したものでございます。

職員の事故防止につきましては、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

監理課からは以上でございます。

○西村尚武副委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、

着座のままで説明をしてください。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○田代国広委員 債務負担行為が非常に多く見られますが、この債務負担行為は、複数年度にわたる場合が大体されておるようでございまして、その財源の担保、いっぱい出ていますが、この予算書の中には担保されていないわけでしょう。されていますか。

○森山監理課長 監理課でございます。

債務負担行為は、その翌年度以降の予算の執行をお願いするものでございまして、その予算の担保につきましては、例えば、来年度分の債務負担行為をお願いした場合は、来年度のまた当初予算で提案をしてお願いをするというようなこととなります。国の債務負担行為については、国のほうでも債務負担を起こしますので、国のほうでまた来年度予算を確保していただくというようなことになっていくと思います。

以上でございます。

○田代国広委員 債務負担行為を来年度やる場合でも、その予算の財源の内訳、その内訳あたりもやっぱり当初とは多少違うケースも出てくると思うので、そういった点はどうか考えられていますか。

○森山監理課長 今回、債務負担行為の設定の中では、財源まで明記をしておりませんが、例えば、公共事業を入れておりますけれども、そのうち、国庫が幾らでありますとか、債務負担が幾らでありますとか、そこまではなくて、今回は、その事業の全体の限度額を提案しているものでございます。

内々には、もちろん我々のほうで、この事業の財源がどうなっていくのかというものは十分考えてから提案をしておりますので、よ

ろしく申し上げます。

○田代国広委員 債務負担行為の一番の問題となるのは、やっぱり財源の担保ですよね。しっかりとやっぱり担保できるという確信の下で、ぜひ負担行為をやっていたきたいというふうをお願いしておきます。

もう一点いいですか。

今回の道路上の支障の問題が出て、今事故あっておりますが、特に、これでも出てきますように、支障木といいますか、道路側の木です。非常にどこの県道でも、もちろん町道でもありますが、これは非常に今後極めて道路利用する上において危険な状況にあるような気がするんですよ、至るところで。こういった場合の責任の所在、木が植わっているのは個人の土地の庭というケースが多いようですけれども、そういった場合、道路管理者としては責任がやっぱりあるんですかね。

○緒方道路保全課長 支障木についても、道路区域内から支障になるケースと道路区域外から倒れてくるケースと2つございます。道路区域内で倒れた木に関しては、当然ながら、道路管理者の責任となりますけれども、民地から倒れてきたケースにつきましては、まだはっきりとした判例はございません。その関係で、また、責任の所在がどうかというのは、はっきりとここでは言えないような状況でございます。

以上でございます。

○田代国広委員 今後の課題として、今後そういったケースが結構出てくるような状況下にもあるわけですね、地方の道路なんか特に。公道でも、やっぱりそんなところ、やっぱりかなり個人の樹木が道路にかかっていますから、大きいトラックなんかやっぱり中央線に寄っていくんですよね。非常に危険性もありますし、今後、将来そういったものが出

てくるので、そういったものへの備えといえますか、対応と申しましょうか、そういった点についても、しっかり担当課で対応について議論しておく必要があると思いますので、お願いしておきたいと思います。

以上です。

○緒方道路保全課長 パトロール時にしっかりパトロールやりながら、道路区域内にあるやつにつきましては、随時伐採を行って対応したいと考えております。道路区域外につきましては、所有者を調べて、そして伐採を要請するようにチラシをつくっておりますので、それをしっかりと配るようにして、周知徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○西村尚武副委員長 ほかに質疑ありませんか。

○増永慎一郎委員 今回、国が補正予算を出しまして、それを当てにして、いろんな事業を考えられたと思うんですけども、一部、ちょっと話聞いたら、思ったような予算のつき方がしなかったというふうな、特に道路の予算、改築系になかなか予算が回らなかったという話を聞きましたけれども、それについて何かありますか。

○森道路整備課長 道路整備課でございます。

資料で言いますと、5ページで今回の補正のほうを上げさせていただいております。上から2段目の道路改築費につきましては、補助事業ということで、大矢野道路関係ですけども、また3段目の橋梁補修も含めて、補助事業については、ほぼ要求したものが内示として計上されているところでございます。

今増永委員がおっしゃいましたように、上から4段目の地域道路改築費、一般的に交付

金の道路改良費でございますが、ここにつきましては、昨年度と同様の要求をさせていただいたところでございますが、国全体として、この交付金の改築費の内示が少なかったということでございまして、熊本県の場合も、改築費の内示が、この間公表された資料を見ますと、少なかった状況でございます。この分につきましては、しっかり来年度の当初で要求してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○増永慎一郎委員 どうせ繰越しに多分なるような感じだと思うんですね。ですから、当初できちんと積み上げをしていただいて、遅れがないように、また地域の皆さん方が困らないように予算の確保に努めていただきたいと思います。

もう一点いいですか。

益城中央線です。資料で言えば、これは都市計画課になるのかな、7ページ、国の補正予算に伴う増ということで、順調に今区画整理事業並びに道路の4車線化が進んでいると思います。

いろいろ土地交渉しながら、こういう声がございます。早く交渉に応じて立ち退きをしたと。ところが、中に残っていらっしゃる方がまだいらっしゃる。そこは、家賃収入とか営業収入が上がっている。しかしながら、早めに出た人は宙ぶらりんになって何もできずに、家賃も取れないし、営業の収入も取れない。こういった部分に非常に不公平感があると。

これに対しては、早く協力したのに自分たちが損をしているんじゃないかという声があるんですけども、そういった声を把握されているのかどうか、また、それについてどういう対応をされているのか、ちょっと教えてください。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

す。

4車線化事業並びに土地区画整理事業につきましては、早く出た方、その後残られて後で出た方という方で、様々なケースがあります。早く出た方につきましては、事業の効果といいますか、区画整理なり、沿道での生活という再建が早く進まれたということで、それなりの効果が出ておりますし、また、残られた方につきましても、残った方、いろいろな条件があつて再建が遅れている方がございますが、そのような状況でございます。

確かに、先生がおっしゃられるとおり、残られた方と先に出た方という形で声が聞こえてまいります。我々としては、いずれのほうも、効果的にあんまり変わらないという話をしておりますので、できるだけ早く事業が進むように、地権者の方々に対応していきたいと考えております。

○増永慎一郎委員 ちょっと答えになっていないと思うんですけども、例えば、同じ箇所立ち退いた方と立ち退いていない方がいらっしゃる。工事する時期は一緒なんです。例えば、こっち側の立ち退かれたところは、まだ工事ができないから宙ぶらりんなんです。いや、まだ立ち退かぬ、立ち退かぬといったところは、営業されて営業収入もある、家賃収入もある。そこで非常に不公平感が出るという話を今聞いたんです。

例えば、立ち退いたところがすぐ工事やって、また入るなら、どうぞすぐ営業してくださいという形になればいいですけども、区間絞るじゃないですか、ここからここまでということで。だから、そこが片づかないと工事に入れないじゃないですか、そこの中に非常に時間差ができるんです。だから、立ち退いて1年半だけれども、まだ宙ぶらりんになっている。

片や、立ち退かないところは、家賃収入を上げているとか、営業で収益を上げている。

これに対しては、早く協力したのに何にもないのという声が聞こえてきているんですよ、実際。それに対して県はどういうふうにかちゃんと対応されているのか、教えてください。

○山内都市計画課長 趣旨をたがえまして申し訳ございません。

確かに、先に立ち退いた方と残られた方という形で不公平感という声は聞こえているというところでございます。

県としては、できるだけ早く立ち退いていただくように丁寧に努めてまいりたいと思っておりますし、また、先に立ち退かれた方に対しましても、その旨説明し、御理解をいただこうとしているところでございます。

確かに、そういった不公平感がありますので、それにつきましては、丁寧に御意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

○増永慎一郎委員 納得されないですよ、全然。それはやっぱりしませんよね。だって、早く公共の事業だから協力しなきゃいけないと思って協力したのに、もう宙ぶらりんになっている。片や、何かいろいろ要望されて、なかなか立ち退かないところは、まだいまだに家賃収入とか営業をしながら収入を上げられている。

非常にやっぱりその辺は、もともとあの辺、何かバブルの頃を買われた土地とかもありまして、今実際の価格と全然違うので、そういった部分の不平とか不満が出ているのに、プラスしてそういう話があるんですよ。

だから、その辺を丁寧に説明してというよりも、もうちょっと何か方法を考えないと、ごね得という言葉ちょっと悪いですけども、そういうふうな部分が、やっぱりごね得じゃないかという話が出るので、そういう対応あたりは、説明じゃなくて、何かもうちょっと違う形で、例えば、そうですね——なか

なか難しいんですけども、そういった部分は、やっぱりちゃんと考えてもらわないと、地元の方から非常に不満が出ていますよ。

○山内都市計画課長 すみません。例えば、4車線化につきましてですが、4車線工事につきまして、そういった両方の地権者の方が先に立ち退いた、立ち退いてないという形であるかと思えます。

確かに、4車線化につきましては、東部発展のために必要な事業ということで、我々も認識し、スピード感持ってやっているところでございます。

そのような、早めに立ち退いていただくということも丁寧にやっているところでございますが、別途土地の収用法の手続に基づいて収用申請というのもやっております。今まで2件ほどやりましたが、そういった収用法の手続を伴いまして、できる限り早く事業のほうに協力いただくように説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○増永慎一郎委員 なかなか言っても、法の下にやっていることでございますので、もうこれ以上はという話になると思えますけれども、そういう声が非常にあるということで、それは認識されて、やっぱりきちんと——多分納得はされないと思えます。1年半も2年も、そのままの宙ぶらりんの状態が続いている方もいらっしゃいます。

片や、移転して、さっき言われたのは、もう早めに見切りをつけて出られた方は、早めにきちんとされているかもしれませんが、またそこで営業しようという人たちにとってみれば、やっぱりなかなかそれは納得がいかない、いつだろうか、いつだろうかと。土地を遊ばせている、収入も減っているという話になりますので、その辺は定期的きちんと状況説明なり何なりして、ぜひ、そこに

不公平感がないような形で説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○山内都市計画課長 ありがとうございます。御意見いただきました。

地権者の方々にも何回も丁寧に説明をしながら、御理解いただけるように努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○西村尚武副委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西村尚武副委員長 なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号から第4号まで、第23号から第28号まで、第31号、第36号、第38号から第42号まで及び第44号から第46号まで、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西村尚武副委員長 御異議なしと認めて、一括で採決いたします。

議案第1号外19件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西村尚武副委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外19件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西村尚武副委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いします。

○森山監理課長 監理課でございます。

その他報告、報告事項1、災害復旧事業の進捗状況等について説明いたします。

1 ページをお願いします。

1、令和2年7月豪雨等災害復旧事業の進捗状況でございます。

上段のグラフは県事業です。土木部及び農林水産部の合計で、全体事業費496億円に対し、令和4年11月末の契約額は360億円で、73%の進捗となっております。

下段は、参考まで、市町村事業の状況となっております。

被災地の一日も早い復旧、復興に向けて、引き続き全力で取り組んでまいります。

2 ページをお願いします。

2、県工事の不調、不落の状況です。

上段、①のグラフは、熊本地震後の年度別の状況、下段の②のグラフは、令和3年4月以降の月別の状況、3ページの③は、令和4年度の発注機関別の状況です。

2ページ上段の枠囲みに記載しておりますとおり、県工事の不調、不落率は、令和2年7月豪雨災害以降、令和3年11月にかけて上昇し、その後下降傾向にありましたが、令和4年度に入りまして、発注の増加に伴い、上昇している状況にあります。

地域別では、令和2年7月豪雨災害に係る災害関連工事が集中している球磨地域におきまして、現時点でも特に不調、不落率が高くなっている状況です。

このような状況を踏まえ、3ページの3番、入札契約制度の今後の運用について御説

明いたします。

(1)総合評価制度の令和5年6月の定期改定におきまして、令和2年7月豪雨災害の工事受注実績を加点評価したいと考えております。

熊本地震の際には、不調、不落が続きました山都町内の震災関連等工事の受注状況に応じた加点を行いました。この例に倣いまして、令和2年7月豪雨災害において、今もなお不調、不落が発生しております球磨地域振興局管内の災害復旧工事について、通常工事の総合評価で受注状況を加点評価することにより、入札参加を促したいと考えております。

次に、(2)余裕期間を令和5年1月1日から拡大したいと考えております。

余裕期間とは、落札決定後に着工の期日を受注者が一定の期間内で設定できるものです。その期間を余裕期間と呼んでおります。この余裕期間は、現在3か月で運用しておりますが、災害復旧工事で不調・不落率が高い球磨地域振興局とそれから今後も相当数の発注が見込まれる芦北地域振興局を加えまして、令和2年発生災害復旧工事に限定して、現在の最大3か月から6か月間に拡大したいと考えております。

次に、(3)の主任監理技術者の専任要件等の見直しです。

建設業法施行令が改正されまして、令和5年1月から、主任監理技術者の専任を要する請負金額が現行の3,500万円以上から4,000万円以上に引き上げになります。これを踏まえまして、技術者の専任要件の金額に準拠させております現場代理人の兼任要件の上限額につきましても、同額に引き上げたいと考えております。

4ページには、参考まで、これまでの不調、不落対策を一覧にしております。

引き続き、災害復旧工事の発注状況や不調、不落の状況をしっかりと見極め、関係地

域振興局や地域の建設業界の状況も把握しながら、必要に応じて適時適切な制度運用を行いまして、被災地の日も早い復旧、復興に全力で取り組んでまいります。

監理課からは以上です。

○緒方道路保全課長 道路保全課でございます。

報告事項2の台風第14号に伴う公共土木施設被害への対応状況について御説明いたします。

台風14号は、球磨地方や宇城、八代地方で猛烈な雨をもたらし、公共土木施設へ甚大な被害を与えました。

全体の被害の内訳を資料中ほどの表に示しておりますが、右側の網かけ部分、県、市町村全体で256件、被害報告額は約160億円となっております。地域的には、球磨地域で156件、約136億円、次いで、八代地域で20件、約15億円と大きな被害となっております。このうち、県管理道路におきましては、台風通過後の9月20日には、県下57か所で全面通行止めとなるなど、甚大な被害が発生しております。

被災した箇所につきましては、倒木や崩土の除去、仮設防護柵の設置などの対策を行い、約9割に当たる51か所について、通行規制の解除や片側交互通行での供用を開始したところでございます。

しかしながら、八代市泉町の縦木河合場線など3路線6か所につきましては、全面通行止めが継続している状況です。

この6か所につきましては、1ページ下の表-1にまとめております。

1番の覚井一武線につきましては、球磨大橋でございますが、現在応急の仮橋工事中で、令和5年4月中の開通を目指しております。

2番の縦木河合場線につきましては、2か所ございますが、①の箇所は、測量設計中、

②の箇所は、応急工事の準備中でございます。

3番の久連子落合線につきましては、3か所ございますが、①が工事発注の手段中、②、③の箇所は、災害査定を終えており、今後、工事発注の手段を進めてまいります。

参考までに、次ページ2段目の表の令和2年7月豪雨による全面通行止めの箇所についてですが、終日全面通行止めについては3か所残っております。また、ほかに復旧工事による時間全面通行止めが4か所ございます。

県管理道路の通行止めは、地域住民の方々の生活はもとより、周辺の災害工事の進捗にも大きな影響を及ぼすことから、土木部としても、早期の道路交通の確保に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

報告事項3、人吉市青井地区の土地区画整理事業の事業計画(案)について御報告いたします。

令和2年7月豪雨災害で甚大な被害が発生いたしました人吉市青井地区で県が進めております青井被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画(案)がまとまりましたので、御報告いたします。

初めに、1の土地区画整理事業の概要でございます。

事業面積は約5.2ヘクタール、事業費は46億円と見込んでおります。施行期間は、令和4年度から令和10年度までの7年間を予定しております。また、平均減歩率は、10.6%になる見込みです。事業区域内の権利者数は、128名の212筆であり、現在先行買収を進めているところでございます。

下の土地区画整理事業の計画平面図(案)を御覧ください。

赤線で囲っている範囲が区画整理事業の範

囲になります。区画内には緑で示しております公園を2か所配置し、青色で示しています基本6メートル幅の区画道路を整備します。特に、青井阿蘇神社前には参道となる区画道路や公園を配置し、隣接して、人吉市にぎわい拠点を整備することで、青井阿蘇神社と一体的なにぎわい空間の創出を図る予定でございます。

参考として、国道445号改築事業の概要も、その下に併せて載せております。

裏面を御覧ください。

次に、2の住民説明会の概要についてでございます。

土地区画整理事業の事業計画案及び国道445号改築事業に係る都市計画変更案につきまして、先月18日に県と市が合同で住民説明会を開催いたしました。説明会終了後には、相談ブースを設け、権利者の疑問などに対応したところでございます。

最後に、3の土地区画整理事業の今後の予定でございます。

現在事業計画案の縦覧が終わり、意見書の提出を明日20日まで受け付けております。意見書の提出があった場合、1月下旬に県の都市計画審議会に諮り、その後、国に対して認可申請し、2月下旬の事業認可、年度内の事業着手を目指しております。

今後とも、被災者の一日も早い住まいの再建が果たせるよう、復興事業に全力で取り組んでまいります。

以上、報告事項3でございます。

引き続きまして、報告事項4をお願いいたします。

高木県議の一般質問におきまして、知事が答弁したところでございますが、TSMC進出効果を最大化するグランドデザインを目指した取組について御説明いたします。

まず、1、農振除外を伴う土地利用調整への対応についてです。

資料左側に背景、課題が記載されています

が、端的に申しますと、TSMCの進出を契機に半導体関連企業の進出意欲が高まっており、それに対する用地の迅速な確保が求められています。

一方、周辺地域には優良農地が多く、農地を確保していくことも重要です。

このため、農業と工業のバランスを取りながら、限りある土地をいかに有効に活用していくかが喫緊の課題となっています。

右側の対応方針を御覧ください。

農業振興との両立を図りつつ、企業進出やそれに伴う住宅団地の整備を迅速かつ円滑に進めるため、意欲的に土地利用調整に取り組む市町村が、農村産業法等の特別法を活用して、基盤整備が行われていない農用地等に企業や住宅を集約、誘導できるよう支援していきたいと考えています。

具体的には、庁内に半導体拠点推進調整会議を年内に設置し、市町村に特別法の活用を働きかけるとともに、各種の法令手続を含めた相談調整を一元的に受け付け、必要な助言を行います。

さらに、農振除外と併せて、市街化調整区域における地区計画などほかの法令手続を並行して進めるなど、集中的に市町村を支援し、手続のスピードアップを図ります。

あわせて、市町村の関係職員を対象に特別法の活用や手続期間短縮のための研修会を開催するなど、市町村の取組を積極的に支援します。

次に、2の県内全域への効果波及に向けた対応についてです。

右側最下段を御覧ください。

TSMCの進出効果を県内全域に波及させていくため、市町村の期待や懸念、取り組みたい施策等について、全市町村と年明けから意見交換を行ってまいります。

なお、この内容につきましては、総務、経済環境、農林水産の各常任委員会におきましても、担当課から御説明しております。

以上でございます。

さらに、報告事項5をお願いいたします。

松田県議の一般質問におきまして、知事が各常任委員会でご報告すると答弁いたしました県民総合運動公園のアクセス改善に向けた取組について御説明いたします。

まず、現状、課題ですが、県民総合運動公園は、公共交通による交通アクセス手段が乏しいため、自動車によるアクセスが中心になっている状況です。そして今回、空港アクセス鉄道のルート見直しにより、三里木ルートで期待されておりました運動公園アクセス改善への対応が必要になったこと、また、ロアッソホームゲームにおいて渋滞が発生したことなど、喫緊の課題と認識しているところでございます。

次に、基本的な考え方ですが、これまで基本的にイベント主催者に渋滞対策について対応を求めておりましたが、今後は、県民総合運動公園を設置、管理している県が主体的に対応する形に考え方を変えることといたしております。

対応の方向性としては、運動公園アクセス改善に向けた全庁挙げて取り組む支援体制の構築や利用者に応じた対応策のパッケージ化、その効果を検証しながら取り入れる対応策の随時アップグレード及び仮称でございますが、主催者等調整会議の設置、開催により対応策を強化してまいります。

対策案につきまして、まず、ハード対策では、シャトルバスのスムーズな運用に向けたバスベいの改修を行うとともに、送迎車両の乗降所の設置検討を行います。

利用者数に応じた対応パッケージとして、公園利用者数が4,000人以上となる場合、まずは駐車場対策として、公園施設内に臨時駐車場としての活用や出庫時の円滑化を図るためのメイン駐車場からの臨時退出ルートの設置を行います。

また、自家用車の抑制に向け、ロアッソの

試合を含むイベント時には、観客数の見込みに応じて、シャトルバスの運行やパーク・アンド・ライドの実施規模を設定し、その対策にイベントの主催者へ支援を行ってまいります。

さらに、歩行、自転車利用に対しましては、割引券の導入とインセンティブの検討を行ってまいります。

このような取組をパッケージ化して行い、何が効果的なのかを検証することとしております。

まずは、来年2月頃に開催が予定されておりますロアッソ開幕戦などのイベントで実証実験を行いながら、効果や課題を検証し、よりよい対策ができるよう取り組んでまいります。

次のページをお願いいたします。

ここに、県民総合運動公園の地図と赤の二重線で新たに実施する主な対策案を記載しております。

主な施設の位置でございますが、図中の右下の白抜き施設がパークドーム、その下にえがお健康スタジアムがあり、その間に国体道路南北線が通っております。シャトルバスのスムーズな運行などに対応するため、えがお健康スタジアムとパークドームとの間にある既存のバスベいを延伸する改修及びパークドーム北側に送迎車両の乗降所の設置検討を行います。

次に、メイン駐車場からの出庫時における混雑を回避するため、左側に園路を利用した退出路を追加設置することにより、駐車場からの退出の円滑化に取り組めます。

さらに、利用者に応じ、A、B、C等の多目的グラウンド等の公園施設を臨時駐車場として活用することといたしております。

このような取組を行うこととしますが、今回御説明いたしました対応策というのは、あくまでも現時点で考えられる案を整理したものでございます。

例えば、現時点で駐車場が空いている状態でも、土日の午後は、周辺道路で渋滞が発生したり、臨時駐車場につきましても、関係者用駐車場として既に一部利用されているため、予定しているほど一般観客用に台数がさばけないなど、現実には、机上で計算したとおりにはいかないことも考えております。

そのため、何が効果的なのか検証しながら、対応策をアップグレードしていくことで、渋滞を抑制し、スムーズに集客できる態勢を構築してまいりたいと考えております。

都市計画課は以上です。よろしくお願いいたします。

○仲田河川課長 河川課でございます。

右上に報告事項6と記載してあります資料をお願いいたします。

緑の流域治水と五木村・相良村振興について、現在の主な取組状況について御報告いたします。

なお、本件につきましては、総務常任委員会においても同様に御報告させていただいております。

まず、1、緑の流域治水の主な取組状況としまして、(1)流水型ダムに係る環境アセスメントについて御説明いたします。

上段の囲みに記載のとおり、先月14日、国において、環境影響評価方法レポートが公表され、先月26日から30日にかけて、流域7つの市町村で説明会が開催されました。現在、12月28日まで一般からの意見聴取の進められております。今後、県が設置した流水型ダム環境影響評価審査会、流域市町村長等の御意見を踏まえ、知事意見を提出する予定となっております。

次に、(2)流水型ダム事業の方向性・進捗を確認する仕組みについてでございます。

囲みに記載のとおり、流水型ダムについて安全、安心を最大化するものであるとともに、球磨川、川辺川の環境に極限まで配慮

し、清流を守るものとして整備が進められているのか、県や流域市町村だけでなく、流域住民の皆様も一体となって事業の方向性や進捗を確認する仕組みを設置し、このたび、第1回の会議を開催いたします。

なお、この仕組みは、令和2年11月の知事の表明に基づき設置をするものでございます。

下段を御覧ください。

第1回の会議は、今月25日、人吉市の中小企業大学校人吉校にて開催いたします。会議では、流水型ダムの建設事業の方向性の確認などを行う予定です。

裏面をお願いいたします。

流水型ダムのほかに緑の流域治水の取組状況について、3点御報告いたします。

(3)宅地かさ上げ事業の本格着手に向けた取組についてでございます。

まず、国において、10月15日に、球磨村神瀬地区の地域住民の皆様を対象に施工計画の説明や先行盛土の現地見学会が開催されました。

また、県においては、11月前半に、球磨川中流部の3市町村で宅地かさ上げの高さ等を確認する地元関係者等との合同現地調査を実施いたしました。今後、地区ごとの整備方針に沿って、順次建物調査等に着手してまいります。

次に、(4)万江川での土砂、洪水氾濫対策についてでございます。

令和2年7月豪雨で大量の土砂流出や流木が発生した万江川において、砂防、河川、治山事業が連携した土砂、洪水氾濫対策の具体的検討に着手いたしました。

学識経験者、行政関係者から提言をいただくための検討委員会を設置し、10月17日に第1回委員会を開催いたしました。今後、今年度末を目標に提言を取りまとめる予定となっております。

次に、(5)市房ダムに関する普及啓発の取

組についてでございます。

11月21日と24日に、人吉市役所の全職員を対象に市房ダムの操作や市房ダムから発信する情報等に関する説明会を開催いたしました。

引き続き、ダムに関する理解を深めるため、他の市町村職員や住民への説明を行っていく予定でございます。

最後に、2番、五木村・相良村の振興について御報告いたします。

五木村については、今年10月に、現時点で国と県が考える新たな五木村振興計画の案を村と村議会に提示し、様々な御要望を伺いました。

県としましては、この御要望を真摯に受け止め、それらが一つ一つ実現できるよう、現在具体的な検討を進めております。

五木村が将来にわたって安心して村の振興に取り組んでいけるよう、今年度末を目途に、国や村と一緒に新たな振興計画を策定してまいります。

また、相良村につきましては、10月7日に相良村長から村の振興策の提案を受け、田嶋副知事をトップとする第1回の相良村振興推進会議を10月31日に開催いたしました。

今後、今年度末を目途に振興策を取りまとめまいります。

説明は以上でございます。

○西村尚武副委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○井手順雄委員 報告事項4ですが、農振除外というのが必要だというふうなことでございますが、都計審あたりでちゃんとした線引きをして除外をしていくというような形で推移しているんですかね。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

現在、農振除外と都計審の話でございますが、農振除外地区につきましては、基本、熊本都市計画区域につきましては、市街化調整区域に主に該当しておりますので、農振除外をした後の手続等につきましては、地区計画等所定の手続がございますので、それにつきましては対応していきたいと考えております。

○井手順雄委員 このTSMCの菊陽町等々、優良農地を農振除外をして、5条申請で農振除外をして開発をしていくと。何ヘクタールぐらいの農振除外という形になりますか。

○山内都市計画課長 今、それにつきましては、今後、市町村と半導体拠点推進調整会議というのを設置して、その中で意見交換をしていくことになると思います。

意欲ある市町村が、企業の進出もしくは住宅団地等を誘導するときに、基盤整備が整っていないところに誘導することになると思いますので、それらにつきまして見ていきたいと考えております。

○井手順雄委員 何ヘクタール除外するんですか。

○山内都市計画課長 すみません。ヘクタールにつきましては、今のところ分かっておりません。

○井手順雄委員 現在分かっているところは何ヘクタールですか。

○山内都市計画課長 申し訳ございません。情報いただいております。

○井手順雄委員 都市計画課が、さしより、とりあえず、そのいわゆる農振除外をする、線引きをせないかぬわけであって、何でとりあえず分からないというようなことであります。その辺を把握しとくべきじゃなかつですか。

○山内都市計画課長 まず、農振除外と都市計画上の市街化調整区域の線引きの見直しというのは表裏一体と思います。

今後、農振除外がされるところにつきましても、そういった市街化調整区域から外すかどうかについては、農政サイドと調整しながら対応していきたいと考えております。

○井手順雄委員 何ヘクタールですか。

○山内都市計画課長 すみません、把握しておりません。

○井手順雄委員 そういうことで都市計画が成り立つんですかね。ちゃんと何ヘクタール除外しますという線引きをして都計審にかけると。その中で、今度農水に持っていくという手続でしょう。何でそこを把握しとらぬんですか。まあ、よかたい。

なら、それに基づきまして、農地転用、原則転用不許可というのがあります。そこに特例法等を活用しと——特例法というのを具体的に説明してください。

○山内都市計画課長 特例法についてでございますが、資料のこの対応方針の中のちょっと下のほうに枠囲みがかかっております農村産業導入法とか、その他の中に地域未来投資促進法、こういったものが特例法として考えているところでございます。

○井手順雄委員 その特例法を用いたら、第1種農地もすぐ調整区域から外すということ

が可能ということですね。

○山内都市計画課長 市町村のほうが実施計画等を策定されまして、縁辺地の農用地につきまして外すという方向性というところを誘導施策として考えておられると聞いております。

○井手順雄委員 私の認識なんですけど、第1種農地を、優良農地を、農振を5条申請で外すと。これは並大抵のことじゃありません。もう絶対できません、今までの経験上。

このTSMCの関連のいわゆる会社がこの特例法を用いて外す、これはもう熊本県の発展のためにはもう間違いなく寄与すると私は思いますが、しかしながら、やっぱり県の考え方として、そういうことを特例的にやるということであれば、ほかの地域の辺りもできるんじゃないかと。あたたちはお上だけん、お上の言うことは聞かなんたい。そうばってん、我々地方議員として、自分の、皆さんいらっしゃいますけれども、地区地区において、農振があるからもう過疎化していく、小学校ももうなくなっていく、合併していかないかぬ、高校も。

そういったことで、このTSMCだけのことを、そういう地区にも、なら、公平の立場でやっていけるというようなことも、何か私はもういいんじゃないかと思うんですよ。ここだけを特化して、農振をばんばん外すと。今度は、大津、菊池、こっちも外していくでしょう、あたたちは、お上は。それでいいのかなと思うんですよ。

やっぱり均衡ある、やっぱり手当てといたしますか、熊本県の今までの農振に対しての感覚はですよ、ここでもう一変したわけですね。我々が、地域地域で農振、優良農地、ここにじゃあ住宅を建てましょうか、なら工場を誘致しましょうかというときにはできるんですか、特例を用いて、どがんですか、課

長。

○山内都市計画課長 まず、特例法を用いたところがございますが、全市町村への波及という形は、今後、市町村との調整の中で、その期待とか懸念とか、そういった取り組みたい施策を伺いながら調整していきたいと考えております。

そういった意欲ある市町村が、まず、どのようなところかというところで意見交換をして、その中で、その意向を確認しながら対応していきたいと考えているところがございます。

○井手順雄委員 私、もう20何年来、議員してきていますけれども、この調整区域のこの農振の問題で、もういつもいつもぶつかっています。その中で、もう絶対できぬとですよ。簡単にこがんでできるならば、何かなと我々は思いますよ。

それは、もうこの半導体の進出ということで、我々も全面協力はしとります。しかしながら、均衡ある県の対応というのをやっぱり考えてもらわぬと、こがんで、あ、ばんばか外れていくなれば、県が外れましようかと言ったら、はいはい、そうですかというような気がします。

やっぱりそこら辺は、ちゃんと公平性をもって対応していただかなければいけないし、もう少し説明責任、どうしてこうして外れるのかと。逆に、例えば、開発をかけます、そしたら、もういろんな業態があつて、やっぱり1年ぐらいかかるわけですよ。

今回見てみますと、もう農振外れた途端、もう工事が始まっていると。そのプロセスはどこに行ったのという話ですよ。分かりますか、言う意味。公告もせないかぬ、何やかんでも書類整理もしなくちゃいけない。もう半年以上かかるんですよ、これ。通常、一般の企業、一般の住宅だったら1年ぐらいかかりま

すよ、許可が下りるまで。

今は、見てみなさいよ。はい、農振外れました、もう工事始めてますよ。その辺のプロセスはどうなっているんですかと言いたいですよ。どこで、どがんで省略できて、そがんで早く始められるのか。その辺もちゃんと我々一般県民に、こういった経緯で、こういった仕事をやっていますとか、そういった説明責任が要ると思いますよ。

特別じゃないんです。分かりますか、菊陽町が特別じゃないんですよ。熊本県全体をやっぱり思いながらやっていかぬと、不平、不満出てきますよ、これは。いかがですか。

○増永慎一郎委員 ちょっと待ってください。いいですか。

すみません、私の認識は、これは県内全体で、菊陽町とかあの辺付近の話じゃないんじゃないですか。

○山内都市計画課長 今回、グランドデザインとして考えているのは、この半導体拠点推進調整会議を用いまして、市町村の指導、もしくはそういったプロセスを合理化するというような考え方でございます。

その半導体調整会議の対象としては、TSMCが進出する菊陽町を中心に考えているところでございます。

○増永慎一郎委員 いや、私の認識は全然違って、ここに書いてあるじゃないですか、県内全域への効果波及に向けた対応ということで書いてあるじゃないですか。

○山内都市計画課長 すみません、増永県議が言われているのは、この2番目の右下のほうの市町村との意見交換という話だと思っております。

今回、調整会議としての働きかけじゃなくて、それ以外の市町村のほうからこういった

申出があれば同様に支援していくという考え方でございますので、年度内からそういった市町村長の首長さんたちと意見交換会を行っていくというところでございます。

○増永慎一郎委員 いやいや、私、何か話聞いたのと全然違って、いわゆる、例えば、工場だけじゃなくて、住宅もそうだろうし、学校造らないかぬなら学校もだろうし、そういう場合には、全てそういうふうなことを各市町村が、例えば、菊陽から離れたところでやろうとしたときにも、こういう形でできるんじゃないかという話を説明で受けたんですけども、それは違うんですか。

○山内都市計画課長 土地利用調整に取り組む市町村の方がおられまして、そういう方が、企業であったり、住宅団地等を集約したいという意欲があるというところであれば、そこを支援していくという考え方でございます。

ですので、菊陽町さんだけでなく、そういった意見調整して、そういった市町村の職員の方を支援していくという考えであります。

○増永慎一郎委員 何か話変わってますよ、さっき、全然。だから、これはまだまとまってないんでしょう、はっきり。ただ、知事が、この前、高木議員が一般質問したのをただ説明しているだけじゃないんですか。全庁内でそういうふうな議論がきちんとあって、こういう方針でやっていきますというのが、今の話、決まってないような話じゃないですか。

だから、例えば、井手先生が、地元の熊本の西地区あたりで何かそういった動きがあれば、それはちゃんと、例えば熊本市とか、そういったところの協議の中で外れていきますよという話じゃないんですか。菊陽付近だけ

しか農振は外れませんよという話だったら、私が聞いているのと全然違いますけれども。

○宮島道路都市局長 今委員から御指摘いただきましたように、まず、この県内の各市町村の均衡ある発展、これは県として大前提としております。

その上で、今回の発端はT SMCの進出関連ということで、こういった働きかけをしますが、これは、県内全市町村、分け隔てなく適用していくという前提で会議を進めていく予定としております。

○増永慎一郎委員 私は、後から言おうと思っていたんですけども、知らないんですよ、ほかの、今の。例えば、私、上益城ですけども、それぞれの首長さんとか担当の方々に聞いても、まだこれは知りません。だから用意ドンで、はっきり言って、早く手を挙げて、そういったこの波及効果を受け入れるというのが大前提で多分今動いていらっしゃるんですよ。だから、こういう情報を早く流してくださいねという話をしようかと思ったら、さっきちょっと意味が違う話が出てたもんで。

ですから、そういった部分に関して、担当の課長さんが何かよく分かってないというふうな感じであれば、多分ほかの、ここに書いてある、それぞれの担当課あたりの話もきちんと煮詰まってないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺をきちんと煮詰めた上で、関係というか、それぞれの市町村に、こうやって県も頑張っていくので、各自治体の方々も、都市計画を変えるなり何なりして、きちんと頑張ってくださいと。そして、こっちでいろいろ話し合いをしながらやっていこうというふうな形でスタートが切れると思うんですよ。

今話を聞いてたら、本当、合志とか菊陽とかしか何か話、この土台にのってないよう

な話を今聞いたもので、ちょっと確認をさせていただいたんですけども、今局長のほうからそういう話がありましたので、そういうつもりで私は話をしていきたいというふうに思います。（発言する者あり）いやいや、多分そういうことじゃないかなと思ったんですね。

○坂田孝志委員 ほかのことでよかですか。

○西村尚武副委員長 はい、どうぞ。

○坂田孝志委員 運動公園、今説明ありましたが、大きな金入れて、敷地内の臨時駐車を設けたりとか何か説明がありましたが、これでよろしいんですかね。ここに線路を引くと言ったのを向こうに変えるんですから、もう少しそこは、県は大胆不敵なことをやっぱりやるべきでしょう。道路は触らないんですか。4車線を設けるだとか、この右折車線を設けるとか、何かそういうハードは計画ないんですか。

○山内都市計画課長 都市計画課でございます。

今坂田委員のほうから御質問ありましたが、ちょっとその前に、運動公園周辺の渋滞状況について御説明させていただきたいと思えます。

10月の23日と30日、11月の6日に、ロアッソの最終戦並びにJ1の入替え戦がありましたので、そこでちょっと調査をしております。

調査の結果ですけれども、渋滞しているのは国体道路の南北線でございます、この2ページの図面で言いますと、県道辛川鹿本線との交差点から南側の国体道路東西線、この交差点の間で発生してました。

これは、メイン駐車場とかパークドーム駐車場に出入りする車両が国体道路南北線に集

中することが原因だと考えております。特に、ロアッソの試合後につきましては、えがお健康スタジアムから退場されます歩行者も重なりまして、メイン駐車場の交差点が大混雑していたところでございます。

このため、一応メイン駐車場から東バイパス側に退出路を確保することで、交差点の混雑を緩和しまして、ひいては国体道路南北線の渋滞を防ごうと考えております。

また、旧ひのくにハイツからB駐車場に通ずる片側1車線の園路がありますが、ここは路上駐車が縦列で発生しておりました。

このため、東バイパス側に多目的グラウンド、BとCがありますが、そこを臨時駐車場として活用することで、路上駐車を軽減するとともに、東バイパス側への退出を促したいと考えています。

さらに、バスによる来園が一番渋滞緩和に効くかと思っておりますが、そのために、シャトルバスの円滑な運行が必要ですが、えがおスタジアムとパークドームの間にはバスベイが2台しかありません、シャトルバスの発着による交通への影響が見られたというところで、バスベイを延伸したいと考えております。

あわせて、自家用車の送迎車両につきましても、このバスベイ付近を利用して乗り降りされてましたので、支障が出ていたところでございます。これも、パークドーム北側に新しく新設し、自家用車を分散させたいと考えております。

このように、この国体道路南北線の渋滞対策といたしましては、できる限り集中する車両を分散させることが効果的ではないかと考え、今回提案したところでございます。

ただ、効果を検証しながら、より実効性のある対策に取り組んでいきたいと考えています。

○坂田孝志委員 集中する車両を分散という

ならば、その考えが主にあるとするならば、中に駐車場を設けるよりも、別途外に、もう公園の外に設けるのも一つの考え方じゃないんですかね。

そうすると、来るときは、かつかつ来るからいいでしょう。出るときは一斉だから、やっぱり一斉のためには——これは、南北線は片側1車線でしょう。

○山内都市計画課長 はい。

○坂田孝志委員 東西は2車線かな。やっぱり出る側のところ、もう1車線を設けるとか、そういうのもスムーズに出ることにつながるんじゃないですかね。

駐車場を外に設ける。県で買い上げた場所を設けるか、あるいは、大体大きなイベントは土曜、日曜ですよね。土曜、日曜は、大体企業は休みですよね。免許センターは土曜、日曜やっているんですか。（「やっています」と呼ぶ者あり）やっているの。やっているなら駄目だな。要するに、空いているところで、土曜、日曜。そういうところをもっと活用するとか、いわゆるこの敷地内に車入れるから混むから、もっと外に、ちょっと歩ける範囲なら歩く、遠いならばシャトルで送るとか、外向きに少し大胆に考えませんか、今のこれじゃあちょっと何か落ち着かないな。どうでしょうか。

○山内都市計画課長 貴重な御意見ありがとうございました。

確かに、分散するためには、パーク・アンド・ライドというところで、遠くに駐車場、そこからシャトルバスで運行するとか、そういうのが一番効果的であるかなと思っております。

ただ今回は、既存の施設を臨時駐車場として活用することで、ちょっと実証実験を行いながら、その施策についてアップグレードし

ていきたいという考え方でございます。検証結果を見て、何がよい効果であるのかというところを踏まえて、対応を考えていきたいと思っております。

○坂田孝志委員 大方針転換をされたわけですから、やっぱりそのことをきちんとやっぱり胸に秘めながらやりませんと、あれだけ大騒ぎして三里木を決めといて、そして今度は大津だと。やっぱりそこをしっかりとしませんと、ころんころんころんころん変わってどうするかになりますから、やっぱりそこはきちんとこれは、ここだけじゃありませんけれども、全庁的にやっぱりしっかりやって、県民に理解してもらえるようにやっぱり努めるべきですよ。十分そこは本気でやってください。意見です。

○西村尚武副委員長 よろしいですか。

○本田雄三委員 坂田先生の関連です。

現状でもし行かれるのであれば、臨時で使われるこのひのくにハイツ辺りの駐車場から主なえがおスタジアムまでの距離というのはどのくらいありますか。

○山内都市計画課長 御質問は、旧ひのくにハイツ、東バイパス側からえがお健康スタジアムまでの距離ということでよろしいかと思っておりますが、大体2キロほどございます。

○本田雄三委員 仮に、ここに置いて、えがおスタジアムまで歩くとすれば相当な時間を要しますし、多くの方は、えがおスタジアムを目がけて車で来られると思います。それで駐車場が満杯であれば回していくんでしょうけれども、この園内をバスで何かしてあげるとかやらないと、そういう駐車場を使おうという人たちがなかなか出てこないんじゃないかと思うんですけれども、今、坂田先生おっ

しゃったとおり、もっともって抜本的に、これならばいけるというぐらいの対策を出していただかないと、なかなか理解が得られないんじゃないかと思しますので、併せて、意見としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山内都市計画課長 御意見ありがとうございます。

園内の通路の利便性向上を図るための施策につきましても、他県等事例も参考にしながら、ちょっと検討させていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

○増永慎一郎委員 いいですか、関連。

結局、アクセスの改善ということで、三里木からの延伸の代わりになるのは、もう車で来てくださいという話になったわけですね。代替手段というか、車を使って来てください、鉄道は通しませんから車で来てくださいという話なんですか。どうですか。

○山内都市計画課長 車で来てくださいというところもございますが、あとは、シャトルとか、そういった公共機関等の利用も併せてお願ひしていききたいと考えているところがございます。

○増永慎一郎委員 それだったら、どういう場合にシャトルバスを出しますとか、どこの駐車場を使ってどうのこうのというところまでこの中に入れないと、これを見たら駐車場のことだけしか出てきてないじゃないですか、ほとんど、バスベイもありますけれども。ですから、駐車場を増やすということであれば、もう車で来てくださいとしか感じないですよ。どうですか。

○山内都市計画課長 申し訳ございません。資料の1ページをお願ひしたいと思ひます。

ここに、一番下のほうに利用者数に応じた

対応パッケージを設定というところを書いておりますが、一応公園利用者が4,000人以上を想定いたしまして、このときは、シャトルバスによる運行を予定しているところがございます。

以降、運動公園の利用者が増えることを想定しておりまして、シャトルバスの充実に併せてパーク・アンド・ライドの取組も行っていくという流れでございます。これも、パッケージの組合せにつきましても、実証実験を行いまして、どれが最適かというところも検討していきたいと考えております。

○増永慎一郎委員 松田幹事長の一般質問で知事が説明をするということで、慌てて出された資料だというふうに思ひますので、まだきちんとした議論は進んでいないんだろと思ひます。

そういった形で、例えばバスを使ってくるならこういう形というのを、やっぱり具体的に、これは駐車場を増やすことだけしか書いてないから、そういうふうには受け取るんですよ。ですから、今からきちんとしてやられるというふうに思ひますので、その辺考えて、これだけ先に出せば、もう車で来てくださいというふうな感じにしか、もう駐車場の議論しかなってないじゃないですか、今実際。

この前の交特の委員会の説明のときにも、もう駐車場の話しか出てきませんでした。ですから、やっぱりそうじゃなくて、こういう形で全体的に具体的に考えていますということは、早めに県民の皆さん方に提示をお願ひしたいというふうに思ひます。

以上です。

○西村尚武副委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西村尚武副委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

ここで、私のほうから一つ御提案がございます。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、常任委員会ごとに1年間の常任委員会としての取組の成果を、2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

つきましては、これまで委員会で各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西村尚武副委員長 では、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○西村尚武副委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

以上で終わりたいと思います。

午後0時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会副委員長